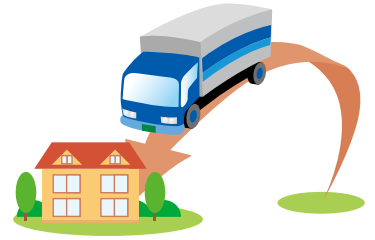


引越しの際は、 住所の異動手続を忘れずに!



○**住民票の住所の異動届** (転出届・転入届・転居届など) は、
国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる**大切な手続**です。

○住民の皆様へ送付している
マイナンバーの「**通知カード**」

(おもて面)



○身分証明書となる
「**マイナンバーカード**」
(個人番号カード)

(おもて面)



これらの「住所」は最新のものにする必要があります。

市区町村窓口での「正確な住所の届出」が必要です! (法律上の義務です)

入学・就職・転勤などによる引越で、住所を異動される方は、

◆**住民票の異動の届出を!**
(転出届、転入届、転居届など)

◎他の市区町村に転出・転入される場合

いの町 役場 [転出する日の前後14日以内に]
転出届を提出して
転出証明書を受け取る



引越先の 市区町村 [転入した日から14日以内に]
転出証明書を添えて
転入届を提出

◎いの町内で転居される場合

いの町 役場 [転居した日から14日以内に]
転居届を提出

◆**マイナンバーの「通知カード」、
「マイナンバーカード」、
(個人番号カード)
「住民基本台帳カード」の
住所変更の届出もお忘れなく!**



※正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。

■ 問い合わせ (いの町役場)

町民課 ☎ 893-1117
吾北総合支所住民福祉課 ☎ 867-2300
本川総合支所住民福祉課 ☎ 869-2112

■ 問い合わせ (全国共通)

地方公共団体情報システム機構内マイナンバー
総合フリーダイヤル (無料)
0120-95-0178
(平日) 9時30分から20時
(土曜・日曜・祝日) 9時30分から17時30分